

阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月16日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

## 阿賀野市規則第2号

### 阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則（令和6年阿賀野市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「4の項」を削り、「配分し、」の次に「同表に規定する」を加える。

第4条を次のように改める。

#### (年額報酬の算定方法)

第4条 条例別表に規定する委員等の年額報酬は、交付された委員等実績交付金の額から報酬基礎額を差し引いた額に各委員等の活動日数を全ての委員等の活動日数の合計で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に端数が生じたときは、小数点以下を切り捨て、最も活動日数の多い委員等の配分に加えることとする。

第6条中「支給対象委員」を「委員等」に改め、「当該委員等実績交付金を財源とした」を「年額」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。